

一般社団法人フットヘルパー協会

会員規定

一般社団法人フットヘルパー協会定款(以下「定款」という)第2章社員(以下「会員」という)の規定に基づき
会員資格の取得・喪失等に関する規定を以下のとおり定める。

(登録料・入会金及び年会費)

第1条

1. 入会希望者は別に定める資格登録会員及び一般会員の区分に従い、原則として次の費用を納入しなければならない。資格登録会員とはフットヘルパー入門講座、認定講座を修了し認定されたものを指す。

(1)資格登録会員

マスター講師 登録料 50000 円、年会費 5000 円

養成講師 登録料 50,000 円、年会費 5,000 円

養成講座及び入門講座修了者 登録料 5000 円、年会費 3000 円

(2)一般会員 入会金 7,000 円、年会費 3,000 円

2. 入会手続きを完了したものに対しては資格会員に対して「資格登録証」、一般会員に対して「会員証」を発行する。

3. 登録料、入会金及び年会費の変更を行うに当たっては総会の議決を経なければならない。

(正会員の権利と特典)

第2条

1. 資格登録証または会員証を保有する正会員は協会の活動に参加する権利を有する。

2. 前項に規定する協会活動に参加する権利とは、総会代議員に関する被選挙権及び選挙権ならびに総会に出席する(代議員に選出された場合を除く)権利をいう。

3. 会員はフットヘルパー協会が使用する器具、機材を別紙に定める利率で購入する権利を有する。

4. フットヘルパー協会の名称及びフットヘルパーの名称を使用して活動する権利を有する。

(会員の義務)

第3条

1. 会員は協会の規定を順守し協会の活動を支援しなければならない。

2. 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)や登録内容に変更が生じた場合、直ちに協会へ届け出なければならない。

3. 協会を通じて入手した情報やお客様、利用者様の情報に対する守秘義務を有する

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第4条

協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、送信、放送、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。承認を受ける際、規程の書式を本部に提出する必要がある。

(入会承認の執行理事会への委任)

第5条

定款に基づく一般会員の入会承認手続きについては理事会から執行理事会に委任する

(会員の期間)

第6条

9月1日から翌年8月31日までの一年間とする

(再入会)

第7条

再入会の際は第一条で定める費用を支払う。ただし、定款第2章第9条に基づいて除名処分を受けた者については原則として再入会を認めない。

(会費の納入)

第8条

第1条1-(1)に定める年会費は年度開始の前日(8月31日)までに納入しなければならない

(会費滞納者への督促)

第9条

前条に基づく納入期限までに会費を納入しない会員に対しては速やかに督促を行うものとする

(会費滞納者に対する取り扱い)

第10条

1. 前条に基づき会費納入を督促したにもかかわらず新年度末日(10月31日)までに会費納入されない会員については
11月より第2条に定める会員の権利と特典を停止する
2. 会費を滞納し1年を経過した会員はその月の末日(8月31日)をもってその資格を失う

(資格更新)

第11条

1. 資格登録会員の資格更新については本規定第8条の定めるものとする
2. 年度末日(8月31日)までに申し出がない場合は自動更新とする

(休会)

第12条

会員は病気、海外赴任、育児、介護等により会員としての活動が著しく困難な場合休会の申し出を行うことができる。執行理事会はこの申し出が適当と判断される場合、1年以上3年以内の期間に限り休会扱いとすることができる

1. 休会中の会員に対しては総会への参加を免除する
2. 休会中の会員は第2条第2項を有しない
3. 休会中の会員は復帰年度の年会費のみで復帰できる

(退会、資格喪失及び除名)

第13条

会員の退会、資格喪失及び除名については定款第2章第9条に定めるところによる

会員期間内での退会、資格喪失及び除名においては「資格証明書」または「会員書」を返還のこと

(会員名簿)

第14条

1. 協会は定款第2章第8条に基づき会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、本部事務所に備えおくものとする
2. 会員名簿は協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする

(社員名簿)

第15条

1. 協会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)第31条及び第32条第1項に基づいて理事、監事及び代議委員の氏名及び住所を記載した名簿(以下「社員名簿」という)を作成し本部事務所に備えおくものとする
2. 一般社団法人・財団法人法第32条第2項に基づいて理由を明示し、協会の業務時間内において備え置かれた社員名簿の閲覧及び謄写請求を行うことが出来る。ただし協会は請求者が業務の遂行を妨げる目的で行う場合、請求者が利益を得て第三者に通報する場合等一般社団・財団法人法第32条第3項に該当する場合、これを拒むことが出来る。
3. 協会は正会員が多量の社員名簿謄写を請求する場合、その費用を請求者に負担させることが出来る。

(雑則)

第17条

会員資格に関しこの規定に定めない事項については理事会の決定に依るものとする

附則 この規定は平成28年1月から施行する

平成29年6月 改訂